

○船内一般労働条件に関する交渉

船主	船名	日時	交渉理由	解決条件
東方汽船	第十霧島丸	四月廿一日	増員	水見一名、火夫一名を即時増員し夏季航路の都合に依り更に火夫一名を増員すること
池田商事	まがね丸	四月廿八日	定員制確立	水夫長兼任を廢止し舵夫一名及油差一名、火夫一名、主膳料理人一名計四名を増員
辰馬汽船	綾羽丸	五月二日	食料低下反対	一日一名米の外三十五錢支給を取消し一日一名五十五錢支給
藤山汽船	永仁丸	五月五日	最低賃銀不實施	實 施
日魯備船	第三運洋丸	五月二十日	沖取鮭工船従事中の食料金割増	漁區着の日に廻り乗組員全員に對し月額百圓の食料割増金を支給し船内に於て適當按配せしむ
澤山汽船	第一東洋丸	五月廿五日	水夫一名増員	實 徹
北海郵船	社船全體	四月十五日	給料不拂	全額一萬四千三百圓の三分の二に當る九千六百圓を即時支拂ひ残額は六月末支拂ふ
日魯漁業	信濃丸	四月廿五日	ソビエツトの武力干渉を考慮しての乗組員待遇改善	月給の五割の危険手当を支給 遭難手当は海事協同會規定の八割増又抑留されたる場合は危険手当を含む増額俸給を家族に送金す、又左の場合の待遇方法は別に勞資双方協議決定すること (イ)被抑留者が不慮の災厄に遭遇して死亡したるとき (ロ)被抑留者が釋放され歸還したるときの慰勞方(セ)交戦状態に陥りたるときの待遇方法
日魯漁業備船	第三雲洋丸	五月十二日	作業手当	水夫、火夫、油差、甲機倉庫番、副機番、一ヶ月三十六圓、一等料理人同三十二圓、水夫、火夫、石炭夫同三十圓、炊夫、給仕同二十七圓、各見習同十三圓、十錢、期間中は漁場着船より漁場引揚迄
朝鮮郵船	立神丸	五月廿四日	最低賃銀不實施	實 施

川崎汽船	もんとり丸	五月卅一日	一運及一機の不法行為給仕一名最低賃銀不實施	一運及一機を下船せしむ、昭和五年五月に遡及し最低賃銀支給
川崎汽船	たいん丸	六月一日	機部本員二名増員	實 徹
國際汽船	夕顔丸	六月二日	甲部一名機部二名最低賃銀不實施	實 施
川崎汽船	王榮丸	六月三日	最低賃銀不實施	實 施
國際汽船	どうば丸	六月十六日	機部二名、司部一名最低賃銀制不實施、支那人乗組員給料低下	昭和五年に遡及して實施支給
白阪汽船	齊州丸	六月二十日	救命艇修理要求	給料低下撤回
樺太汽船	第二利洋丸	五月廿三日	見習一名増員	徹底的に修理するか又は新造する事
鹽田商店	永保丸	五月廿五日	食料金改正及超過休暇手当	貫徹
日魯漁業	冷凍船九隻	五月廿九日	食料最低賃銀制不實施	食料金は碇泊中十六圓、航海中十七圓、五月十五日以後復船者には乗込日の何日たるとを不問五分の給料他は各自給料の十五日分支給、東葉丸乗組員に對しては五月分給料半額支給六月一日復船せしむ
檜垣商店	大進丸	六月七日	全員最低賃銀制不實施	全員即時實施
山科汽船	喜久丸	六月十五日	不當雇入反対	不當なる手段によつて乗船せし者を下船せしむ
共立汽船	第二朝日丸	六月廿七日	船便と専横に起因する機長排斥	機長を下船せしむ
都汽船	扶桑丸、ハラパン丸	七月一日	食料金	神鈴丸、扶桑丸各十五圓五十錢、ハラパン丸十六圓各船共水代會社より支給
矢吹船舶部	晴海丸	六月三十日	航海安全保持	一層航海に注意を拂ひ天候不良の際は最寄港へ直ちに避難すること、ハツチには必ずクレーボレーンを掛けること